

資料 2

地方財政再建促進特別措置法施行規則の一部改正

総財務第175号
平成19年7月31日

各都道府県総務部長 殿

総務省自治財政局財務調査課長



地方財政再建促進特別措置法施行規則の一部改正について（通知）

地方財政再建促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令が、平成19年7月31日総務省令第84号として公布、施行されました。今回の改正は、地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の規定に基づき、地方公共団体が一定の要件の下に支出が認められる独立行政法人として、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）を追加するものです。

これにより、国が中心となって医師不足地域に対して緊急臨時的に医師派遣を行う「緊急臨時的医師派遣システム」（平成19年7月20日医政発第0720005号）によって、地方公共団体が開設する病院に国立病院機構から医師を派遣した場合の当該医師の給与等相当分の負担については、当該負担が適正な内容である限り、地方公共団体の要請に基づき、国立病院機構が医療技術の普及活動を実施するのに必要な経費を当該地方公共団体が負担するものとして、地方財政再建促進特別措置法第24条但書及び同法施行令第12条の3第7号に該当し、支出が可能になるものと認められますので、関係地方公共団体においては手続に遺漏なきよう御留意願います。

なお、貴管内関係市町村に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

省 令

○総務省令第八十四号

地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）第十二条の三第七号の規定に基づき、地方財政再建促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年七月三十一日

総務大臣 菅 義偉

地方財政再建促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令

地方財政再建促進特別措置法施行規則（昭和三十年総理府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の三中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」の下に「独立行政法人国立病院機構」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。